

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成 15 年 11 月 26 日

各 位

11月社長記者会見

1. IPO取引参加者制度の創設に伴う業務規程等の一部改正について

<資料1 参照>

2. 年末年始の行事のご案内

<資料2 参照>

以 上

I P O取引参加者制度の創設に伴う業務規程等の一部改正について

平成 15 年 11 月 26 日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

現在、有価証券の引受けを主たる業務とする証券会社が増加している。このような証券会社が当取引所の取引参加者となることにより、ベンチャー企業の上場促進、投資者に対する新たな魅力的な投資対象の提供が期待できる。

そこで、当取引所は、有価証券の引受けを主たる業務とする証券会社の取引資格取得を促すため、当取引所において行う業務に見合った適切なコストで参加することができる新たな取引参加者制度（I P O取引参加者制度）を創設することに伴い、当取引所の業務規程等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 取引参加者の種類

- ・新たな取引参加者の種類として「I P O取引参加者」を設ける。
- ・I P O取引参加者とは、当取引所の市場において、当該I P O取引参加者が新規上場の際に主幹事業務を行った上場会社の発行する有価証券の売買を行うための取引資格を有する者をいう。

・取引参加者規程第2条第1項

(2) 取引資格

- ・I P O取引参加者は、当取引所の市場において、当該I P O取引参加者が作成した書面（有価証券上場規程第3条第2項第7号に規定する推薦書又は同項第8号aに規定する書面をいう。）を提出した上場会社が発行する有価証券（以下「売買対象有価証券」という。）の売買を行うことができる。
- ・I P O取引参加者は、当該I P O取引参加者の売買対象有価証券の発行者である上場会社が株式の公募又は売出しを本邦内において行う場合において、当該I P O取引参加者が当該公募又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結していないときには、当該売買対象有価証券の売買又は有価証券等清算取次ぎの委託を行う資格を喪失するものとする。

・取引参加者規程第2条第2項

・取引参加者規程第36条の2

(3) 資格要件

証券会社又は証券取引法第107条の3第1項第1号の政令で定める外国証券会社であること。

経営の体制、財務基盤、業務執行体制その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について当取引所が行う審査により適当であると認める者であること。

(4) 資格取得費用

入会金

50万円とする。

信認金

150万円に当該I P O取引参加者の本店以外の営業所の数に15万円を乗じた金額を加算した額とする。

(5) 参加者負担金

・定額負担金……月額20万円とする。

・定率負担金……売買対象有価証券ごとの売買代金又は売買数量に徴収標準率を乗じて算出した額の総額とする。

・取引参加者負担金に関する規則 別表第1 2

(6) その他所要の改正を行う。

3. 施行日

この改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

以 上

平成 15 年 11 月 26 日
株 名 古 屋 証 券 取 引 所

年 末 年 始 の 行 事 の ご 案 内

名古屋証券取引所では、例年通り「大納会」及び「新甫大発会」を下記のとおり執り行いますので、お知らせいたします。

記

1 . 大 納 会

(1) 日 時 平成 1 5 年 1 2 月 3 0 日 (火)

午前 1 1 時 3 0 分 ~

(2) 会 場 M I C ホール

2 . 新 甫 大 発 会

(1) 日 時 平成 1 6 年 1 月 5 日 (月)

午前 8 時 4 5 分 ~

(2) 会 場 M I C ホール

以 上